

○北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則	29
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則	29
○給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則	30
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	30
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告	30

規 則

別記第4号様式その1中「道税条例第 条」を削り、同様式中その2をその3とし、その1の次にその2として次のように加える。

○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… 29

納 税 義 務 者	所在地							
	名 称							
道内にある事務所又は事業所で主たるもの	所在地					事務所又は事業所の代 表 者 氏 名		
	名 称					電 話 番 号		
申 告 の 内 容	年 度	事 業 年 度	申告区分	税 額	徴 収 猶 予 (期間延長) を受けようとする金額	税 額	延 滞 金 額	合 計
			確定・中間	円		円	法律による金額 円	円 及び左記の法律による金額

徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	納付内訳	納付期日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
			納付金額	円	円	円	円	円	円
				月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				円	円	円	円	円	円
納 税 担 保	担 保 財 産				保 証 担 保				
	名 称	数 量	性 質	所 在	住 所	職 業	氏 名		
徴収猶予（期間延長）を受けようとする理由									
適用要件	☐ 道税条例第42条第1項第1号（第42条第6項第1号）				上記のとおり、徴収猶予（期間延長）の承認を受けたいので申請します。（根拠法令－地方税法72条の38の2、道税条例42条） 年 月 日 申請者 所在地 名称 印 北海道 支庁長 様				
	区 分	所得金額	売上金額	雇用人数					
	当 該 事 業 年 度	千円	千円	人					
	前 事 業 年 度	千円	千円	人					
	前 々 事 業 年 度	千円	千円	人					
	前々々事業年度	千円	千円	人					
	☐ 道税条例第42条第1項第2号（第42条第6項第2号）								
	助成等を受けている法律、条例及び制度の名称								
	助 成 等 を 受 け た 日								
	設 立 年 月 日								

- 注意 1 提供する担保が国債等である場合には「供託書正本」又は「登録済通知書（登録済証）」を、土地、各種財団又は保険に付した建物、自動車等である場合には「抵当権を設定するために必要な書類」を、保証人の保証である場合には「保証書」を添付してください。
- 2 道税条例第42条第1項第1号に該当する場合には当該事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業年度までの各事業年度の所得金額、売上金額及び雇用人数を、同条第6項第1号に該当する場合には当該事業年度開始の日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業年度までの各事業年度の所得金額、売上金額及び雇用人数（当該事業年度分については、見込数値）を「適用要件」欄に記載してください。
- 3 道税条例第42条第1項第2号及び同条第6項第2号に該当する場合は、中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）、北海道創造的中小企業育成条例（昭和61年北海道条例第30号）その他著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業を支援助長する法律、条例及び制度に基づき、国、都道府県、市町村、公益的団体等から助成等を受けたことを証する書類の写し及び設立年月日の確認できる書類の写しを添付してください。
- 4 事業年度が6月を超える法人の中間申告納付に係る徴収猶予の申請の場合は、当該事業年度開始の日から6月の期間の末日の現況により、当該事業税の申告書に係る事業年度の所得がないと見込まれることを証する書類を添付してください。
- 5 不要文字を消して使用してください。

別記第4号様式の2その1中	「 地方税法 第15条第1項第 号 第15条第2項 第15条の5第1項第 号 道税条例 第42条第 項第 号 」	を	「 地方税法 第15条第1項第 第15条第2項 第15条の5第1	号 項第 号	に改め、「道税条例第 条」を削り、同様式中その2をその3とし、その1 の次にその2として次のように加える。
---------------	---	---	--	---------------	--

その2

法人事業税（外形標準課税）徴収猶予（期間延長）通知書

納 税 者	所在地					申 請 年 月 日		年 月 日	
	名 称					決 定 年 月 日		年 月 日	
道内にある事務所又は事業所で主たるもの	所在地					事務所又は事業所の代表者氏名			
	名 称					電 話 番 号			
申告の内容	年 度	事 業 年 度		申告区分	税 額	徴収猶予した金額	税 額	延滞金額	合 計
				確定・中間	円		円	法律による金額 円	円 及び左記の法律による金額
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで		納付内訳	納付期日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
				納付金額	円	円	円	円	円
					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
					円	円	円	円	円
納 税 担 保	担 保 財 産					保 証 担 保			
	名 称	数 量	性 質	所 在	住 所	職 業	氏 名		
上記のとおり、徴収猶予（の期間延長）をしましたから、通知します。 なお、これにより納めないときは、この猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますから、注意してください。 （根拠法令－地方税法72条の38の2、道税条例42条） 年 月 日									

北海道 支庁長 （納税者の名称） 様	
注意 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。）。 摘要 不要文字を消して使用すること。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第49条の7第1項第6号の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	
告 示	
北海道告示第856号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年10月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 業務系LAN機器（本庁・支庁）の賃貸借 一式 2 落札を決定した日 平成16年9月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社つうけんテクノネット (2) 住 所 札幌市中央区南11条西8丁目4番8号 4 落札金額 1,466,850円（月額） 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成16年8月6日付け北海道告示第707号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道企画振興部IT推進室情報基盤課	(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第857号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年10月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式 2 落札を決定した日 平成16年9月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社 代表取締役 風無 成一 (2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号 4 落札金額 109,200,000円 5 競争の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成16年8月6日付け北海道告示第712号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第858号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成16年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 岩内郡岩内町字敷島内79の8・459の1（以上2筆について
次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 様似郡様似町字鶯苦605（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部
林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第859号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第
249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 指 定 施 業 要 件 立木の伐採の方法 立木の伐採を禁止する。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第860号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野7759の38（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第862号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡女満別町字本郷404の9（次の図に示す部分の所在場所 に限る。）、375の10、375の11
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡興部町字住吉507の1（次の図に示す部分にの所在場所 に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字住吉507の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
道道	滝下由仁	停車場線	夕張郡栗山町字阿野呂136番1地先から							平成16.10.15 午前11時
			夕張郡栗山町字阿野呂99番4地先まで							
道道	札幌恵庭	自転車道線	北広島市大曲478番4地先（河川敷地）から							平成16.10.16 午前11時
			北広島市共栄54番23地先まで							

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月15日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則2－38

北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会議事規則（北海道人事委員会規則2－0）の一部を次のように改正する。
第1条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。
第4条第1項中「認めたる」を「認めた」に、「あったとき」を「あったときに」に改める。
第9条を第10条とする。
第8条第1項中「法第11条第3項」を「会議」に改め、同条を第9条とする。
第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
（会議の開催）

第5条

会議は、次項に定める場合を除くほか、3人の委員が出席しなければ開催することができない。

2

法第11条第2項の規定に基づく会議は、欠席委員以外の2人の委員の合議により、同項に規定する会議を開催するための十分な理由に該当すると認められた場合に、開催することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月15日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則11－19

北海道人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会傍聴規則（北海道人事委員会規則11－2）の一部を次のように改正する。 第1条中「第7条」を「第8条」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年10月15日	北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
北海道人事委員会規則2－39 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則2－5）の一部を次のように改正する。 第1条中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年10月15日	北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
北海道人事委員会規則2－40 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（北海道人事委員会規則2－29）の一部を次のように改正する。 第5条第1号ア中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。 附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。	
職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年10月15日	北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄
北海道人事委員会規則6－32 職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則 職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0）の一部を次のよ	

うに改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7－1068

給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

給与の支払監理に関する規則（北海道人事委員会規則7－214）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第1項第7号」を「第8条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則11－20

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道人事委員会規則11－17）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第145号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年10月15日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク、サーバ及び端末装置 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成17年3月1日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年2月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成16年10月15日（金）から11月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成16年11月25日 午後2時(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured : Network equipment, server and personal computer for administrative information network system 1 sets

B. Bid tendering time and date : 2:00 P. M., November 25, 2004

For further information, please

C. Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan,
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

